

平成 23 年 2 月 17 日  
社団法人 投資信託協会

## 「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正について

### 1. 改正の目的

複数の投資信託財産等に係る有価証券の売買注文を一括して発注する場合の対象資産として、現行の投資信託財産及び投資一任契約に係る顧客資産にその他の運用財産及び外国運用財産（関係外国運用業者が外国において行う投資運用業に係る財産）を加えるため、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正を行う。

### 2. 改正の内容

① 一括する注文の範囲、約定結果の配分方法、発注伝票への添付事項等の一括発注の運営等に係る各規定について、投資信託財産と投資一任契約等の運用財産又は外国運用財産の注文を一括発注する場合にも準用することとする。

（投資信託等の運用に関する規則第8条の3、同細則1条の6）

② 現行の投資信託財産と投資信託財産以外の運用財産又は外国運用財産と一括発注する場合においては、現行の開示事項に加え、当該投資信託財産以外の運用財産又は外国運用財産と一括して発注することがある旨を開示することとする。

（投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第 27 条の 2 第 2 項）

### 3. 実施日

平成 23 年 2 月 17 日より実施する。